

介護報酬の設定単位の考え方について

報酬の単位を1日とするのか、1月とするのかについて、以下にそのメリット、デメリットを整理した。

	1月単位の報酬	1日単位の報酬
メリット	①長期入院においての自己負担額等の計算が分かりやすい。 ②1月の日数にかかわりなく、施設収入が一定となる。	①月半ばの入所退所の際の計算が容易である。 ②入退所月にかかわらず、入所期間によって、報酬額が同一となる。
デメリット	①月半ばの入退所の際の取扱い等について取り決めが必要になる。(例えば、体制についている加算等、単価の異なるものについても日割計算をして、合算する必要がある。) ②月により、同じ外泊日数であっても報酬額が異なる状況が生じる。	①1月の日数により施設収入が変動する。 (現実的なデメリットはないものと思われる。)

<参考>

*現在、月単位の報酬制をとっているのは老人保健施設であるが、全国老人保健施設協会からは、介護保険では日単位の報酬制とするよう要望がでている。